

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 林業普及指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 岐阜県立森林文化アカデミー 普及企画係 電話番号：0575-35-2535 (内 703)

E-mail：c21907@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,340千円(前年度予算額：2,417千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,417	1,208	0	0	0	0	0	0	1,209
要求額	2,340	1,170	0	0	0	0	0	0	1,170
決定額	2,340	1,170	0	0	0	0	0	0	1,170

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

(ア) 経緯

・昭和26年、森林法に基づき林業普及指導事業が発足し、平成16年3月の森林法改正により林業普及指導員の設置及び事務に必要な経費を計上する。

(イ) 現状と課題

・現在、森林文化アカデミーに林業普及指導員7名、県内10普及指導区に地域担当の林業普及指導員を21名配置している。

・令和元年度に森林経営管理法が施行され、市町村の役割が大きくなっている。このため、市町村を直接支援する林業普及指導員の重要性はますます高まっており、継続して設置することが必要不可欠である。

(2) 事業内容

(ア) 事業目的・事業効果

・市町村への指導とともに、専門の事項について調査研究、森林所有者等を対象に林業に関する知識及び技術の普及並びに、森林施業に関する指導を実施する。

(イ) 内容

○巡回指導：林業普及指導員が普及指導客体の指導のため巡回し、適切かつ効果的な普及指導活動を実施する。

○地域運営：普及指導区を単位として、普及指導職員が行う経常的な活動に必

要な資機材の整備等を行う。(普及指導区：県内10指導区)

- 林業技術研修：林業普及指導員の資質の向上を図るために研修の実施及び、国が実施する研修、シンポジウムに参加する。
- 林業普及情報システム化事業：普及指導職員が、計画的に情報活動を実施するため、「情報化システム整備」及び「特定情報調査」を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・都道府県における林業普及指導員の設置及びその職務を規定(森林法第187条)
- ・県1/2(国補助率1/2 森林病虫害等防除事業費補助金)

(4) 類似事業の有無

協同農業普及事業(農業改良助長法)

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	1,253	巡回指導 287千円 中央研修(国主催) 696千円 地方研修(県実施) 153千円 情報システム化事業 117千円
需用費	708	消耗品費(参考図書、消耗品(選木テープ等調査資材)等)
役務費	329	通信運搬費(郵便・電話)
その他	50	負担金(研修負担金、資料代等)
合計	2,340	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第三期岐阜県森林づくり基本計画

(2) 国・他県の状況

国は林業普及指導事業の堅持を目指し、全国の都道府県は森林法に基づき設置された林業普及指導員による活動のさらなる高度化・効率化を推進している。

(3) 後年度の財政負担

森林法に基づき継続実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県(林業普及指導員の設置及びその職務を規定/森林法第187条)
林業普及指導事業交付金の交付(森林法第195条に規定)

事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・林業普及指導事業により、市町村の森林・林業行政の支援を行うとともに、森林所有者等の技術、経営の合理化等が推進されることに伴い、森林・山村の活性化を図ります。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
中央研修受講者数	(H)	9 名 (H29)	9 名 (H30)	9 名 (R2)	9 名 (R3)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

市町村の森林経営管理制度へ取組度合い、森林技術者の技術力や森林経営の合理化の度合い、森林・山村の活性化等を数値化することができないため

(前年度の取組)

- ・ 中央研修 9 名
- ・ 地方研修 新任 A g 研修 5 名
- 普及実績発表大会 2 4 名

(前年度の成果)

- ・ 研修の受講により林業普及指導員が、各地域における普及指導活動に必要な専門的な技術と知識を習得し、普及指導活動に活かすことができた。
- ・ 他県の普及活動や最新の技術情報等を収集し、普及情報を発行し普及指導活動に活用された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	・林業普及指導員には林業関係者に対する指導や知識の普及、森林所有者等が森林経営計画を作成する際の支援、市町村が森林経営管理制度の活用・市町村森林整備計画を策定する際に専門家としての助言を行う等の役割を求められており、普及客体に対する巡回指導、中央研修等への参加による自身の普及指導員としての必要な技術・知識の習得など資質向上が必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	・市町村森林整備計画の作成支援
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	関連する民間団体や他県、国などと連携し、経費の削減を図った。

(今後の課題)

・平成16年3月の森林法改正によって林業普及指導員資格試験の受験資格としての経験年数が引き上げられ、若手職員の資格試験受験者が減少しているため、将来林業普及指導員となる若手職員の育成が求められる。
--

(次年度の方向性)

・令和元年度に施行された「森林経営管理法」を担う市町村や森林所有者等に対する森林・林業の普及及び森林・山村活性化を一層推進するため林業普及指導事業を継続実施する。
